

	6 同法第5条第2項の規定による倉庫等への立入検査の実施																			
三 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第31項ただし書の規定による共済事業等以外を行うことの承認																			
	2 同法第12条第41項第2号及び第3号の規定による組合員以外の者に組合の事業を利用させることの許可																			
	3 同法第12条第61項の規定による組合に対する措置の命令																			
	4 同法第12条の2第31項の立入検査等																			
	5 同法第12条の2第31項の業務改善命令																			
	6 同法第12条の2第31項の共済組合の募集の停止命令等																			
	7 同法第26条第21項の規定による共済組合の業務の承認																			
	8 同法第30条の2第21項の規定による組合の役員を選任																			
	9 同法第40条第41項の規定による定款の変更の認可																			
	10 同法第40条第51項の規定による共済事業の承認、変更又は廃止の認可																			
	11 同法第40条第61項の規定による貸付事業の承認、変更又は廃止の認可																			
	12 同法第50条の5の規定による健全性の基準の承認																			
	13 同法第50条の9第11項ただし書の規定による借付金の全部又は一部の金額について積み立てをしなことの認可																			
	14 同法第50条の9第21項ただし書の規定による借付金を取り崩すことの認可																			
	15 同法第50条の12第31項の規定による共済事業人に対する説明書の要求																			
	16 同法第50条の13の規定による共済事業人の解任命令																			
	17 同法第53条の4第31項の規定による共済事業条件の変更の申出の承認																			
18 同法第53条の5の																				

15	同条例第11条の6 第3項の規定による 不当な取引方法の改 善等の進捗に資する 旨の公表																				
16	同条例第11条の7 の規定による事業者 名簿の必要な階級の 公表																				
17	同条例第11条の8 第1項及び第2項の 規定による不当な取 引方法の未然防止に 係る調査及び指導並 びに当該調査及び指 導に必要な資料の提 出等の要求																				
18	同条例第13条第1 項の規定による消費 者からの苦情の処理																				
19	同条例第14条第3 項の規定によるあっ せん等に係る資料の 提出がなす旨等の公 表																				
20	同条例第15条の規 定による漏れに要す る費用に充てる資金 の貸付等																				
21	同条例第16条第2 項の規定による資金 の返還指示又は免除																				
22	同条例第17条第1 項の規定による生活 閉鎖状態の世帯の動 向等の階級の公表																				
23	同条例第18条の規 定による生活閉鎖物 資の調査																				
24	同条例第19条第1 項の規定による事業 活動の是正の報告																				
25	同条例第19条第2 項の規定による事業 活動の是正の報告に 基づいて講じた措置 についての報告の要 求																				
26	同条例第19条第3 項の規定による事業 活動の是正の報告に 従つた旨の公表																				
27	同条例第20条の規 定による緊急調査に 係る階級の公表																				
28	同条例第21条の規 定による生活閉鎖物 資の供給の確保等の 協力の要請																				
29	同条例第21条第1 項の規定による資料 の提出又は当該事業 者の事務所等への立 入調査																				
30	同条例第21条第3 項の規定による虚偽 の資料の提出等又は 立入調査を拒否した 旨等の公表																				

<p>員契約の適 正化に關す る法律(平 成4年法律 第3号)に 基づく事務</p>	<p>4 同法第17条第1項の 規定による報告の 徴収及び事務所への 立入検査の実施</p>														
<p>七 鳥取県立 消費生活セ ンター管理 規則(昭和 46年鳥取県 規則第18 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務</p>	<p>1 全ての事務</p>														
<p>八 その他の 事務</p>	<p>1 補助金及び会計に 關する事務(消費生 活センター所長の名 において処置するこ とが適當であり、生 活改善部長が別に定 めるものに限る。)</p>														
<p>住 宅 政 策 課</p>	<p>一 宅建業法 取引業法 (昭和47年 法律第176 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務</p>	<p>1 同法第3条第1項 又は第31項の規定に よる宅建業法上の 免許又は免許の更 新</p>													
	<p>2 同法第8条第2項 の規定による宅建 業法上の業者名簿へ の記載</p>														
	<p>3 同法第6条第1項 の規定による宅建 業法上の住宅者登録 制度の実施</p>														
	<p>4 同法第7条第1項 又は第31項の規定に よる宅建業法上の 住宅者登録制度の 取消し又は受検の 禁止</p>														
	<p>5 同法第18条第1 項、第9条の2、第 20条又は第22条の 規定による宅建業 法上の登録、登録 の移転、変更の登 録又は登録の消 除</p>														
	<p>6 同法第22条の2第 1項の規定による宅 地建物取引業者 の登録</p>														
	<p>7 同法第22条の3第 1項の規定による宅 地建物取引業者 の有効期間の更新</p>														
	<p>8 同法第25条第7項 の規定による宅建 業法上の免許の取 消し</p>														
	<p>9 同法第26条の規定 による宅建業法上 の業務に對する 指示又は業務の 停止の命令</p>														
	<p>10 同法第26条又は第 67条の規定による 宅建業法上の 免許の取消し</p>														
	<p>11 同法第28条第1項 又は第31項の 規定による宅建 業法上の 住宅者登録</p>														

		任者に対する必要な指示							
		12 同法第38条第2項又は第41項の規定による宅地建物取引業者に対する事務を行うことの禁止							
		13 同法第38条の2の規定による宅地建物取引主任者の登録の消除							
		14 同法第70条第1項の規定による処分をした旨の公告							
		15 同法第70条第3項又は第41項の規定による国土交通大臣への報告又は世帯の都道府県知事への通知							
		16 同法第71条の規定による宅地建物取引業者に対する指導、助言及び催告							
		17 同法第72条の規定による宅地建物取引業者に対する業務について報告の要求又は調査等への立入り検査							
二 宅地建物取引業法施行規則(昭和22年建設省令第12号)に基づく知事の特権に属する事務	1	同令第4条の2第1項の規定による宅地建物取引業者の免許の書送交付							
	2	同令第4条の3第1項の規定による宅地建物取引業者の免許の再交付							
	3	同令第5条の4の規定による宅地建物取引業者名簿の訂正							
	4	同令第6条第1項の規定による宅地建物取引業者名簿の消除							
	5	同令第11条第1項の規定による宅地建物取引主任者登録試験の合格者の公告及び合格證書の交付							
	6	同令第12条第1項の規定による宅地建物取引主任者登録試験合格者の名簿の作成							
	7	同令第13条の規定による宅地建物取引主任者登録試験の受験者等の国土交通大臣への報告							
	8	同令第14条の13第1項の規定による宅地建物取引主任者証の書送交付							
	9	同令第14条の15第1項の規定による宅地建物取引主任者証の再交付							
三 積立式宅地建物販売業法(昭和	1	同法第3条第1項の規定による積立式宅地建物販売業の許							

46年法第111号)に基づく知事の権限に属する事務	可																					
	2 同法第10条第3項の規定による積立式宅地建物取引業者の契約内容の変更の命令																					
	3 同法第12条第2項の規定による積立式宅地建物取引業者名簿への登載																					
	4 同法第23条第2項の規定による営業保証金の取戻しの承認																					
	5 同法第29条の規定による債権の抹消をすべきこと等の公告及び通知																					
	6 同法第31条の規定による債権の調査、確認書の交付並びに配当表の作成及び公告																					
	7 同法第42条第1項の規定による積立式宅地建物取引業者に対する財産の状況等を改善するため必要な措置をとるべきことの命令																					
	8 同法第43条の規定による積立式宅地建物取引業者に対する契約の締結の禁止の命令又は命令の取消し																					
	9 同法第44条又は第45条第11項の規定による積立式宅地建物取引業者に対する業務の禁止の命令又は許可の取消し																					
	10 同法第47条の規定による処分をした旨の公告																					
	11 同法第48条の規定による積立式宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告																					
	12 同法第50条の規定による積立式宅地建物取引業者に対する業務に関する報告又は資料の徴収																					
	13 同法第51条の規定による積立式宅地建物取引業者の事務所等への立入検査																					
四 積立式宅地建物取引業者法第6条第1項(昭和46年建設省令第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条又は第7条第1項の規定による積立式宅地建物取引業者の許可証の書換交付又は再交付																					
	2 同令第9条の規定による許可換えをした場合の従前の許可をした都道府県知事又は国土交通大臣への届出																					
	3 同令第12条の規定による積立式宅地建物取引業者名簿の訂																					

<p>項の規定による県営住宅の入居申込者の決定</p> <p>(一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び上井総合事務所の所管区域に係るもの</p>																																											
<p>6 同条例第9条第1項第1号の規定による保証人の適否の認定</p> <p>(一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び上井総合事務所の所管区域に係るもの</p>																																											
<p>7 同条例第9条第2項の規定による保証人の残余の認定</p> <p>(一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び上井総合事務所の所管区域に係るもの</p>																																											
<p>8 同条例第9条第3項の規定による県営住宅の入居の取消し</p> <p>(一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び上井総合事務所の所管区域に係るもの</p>																																											
<p>9 同条例第9条第4項の規定による入居可能日の通知</p> <p>(一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び上井総合事務所の所管区域に係るもの</p>																																											
<p>10 同条例第9条の2の規定による同居の承認</p> <p>(一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p>																																											

	(三) 西部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの										西部総合事務所長
11	同条例第9条の3第1項又は第4項の規定による入居の承認の承認 (一) 東部総合事務所及び西條総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの										東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
12	同条例第9条の5第2項の規定による収入額の認定及び通知 (一) 東部総合事務所及び西條総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの										東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
13	同条例第9条の5第3項の規定による収入額認定の更正及び通知 (一) 東部総合事務所及び西條総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの										東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
14	同条例第11条の規定による敷金の徴収 (一) 東部総合事務所及び西條総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの										東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
15	同条例第12条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予 (一) 東部総合事務所及び西條総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの										東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
16	同条例第14条第2項の規定による県営										

<p>(二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び北陸総合事務所の所管区域に係るもの</p>										中部総合事務所長 西部総合事務所長
<p>29 同条例第23条第1項及び第31項の規定による県営住宅の検査 (一) 東部総合事務所及び北陸総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び北陸総合事務所の所管区域に係るもの</p>										東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
<p>30 同条例第24条第1項の規定による不正の行為により県営住宅に入居した者等に対する県営住宅の明渡しの請求</p>										
<p>31 同条例第24条の2の規定による社会福祉法人等による県営住宅の貸付許可 (一) 新規の申請に対する許可 (二) 継続の申請に対する許可 (1) 東部総合事務所及び北陸総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び北陸総合事務所の所管区域に係るもの</p>										東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
<p>32 同条例第24条の6の規定による使用状況報告の請求 (一) 住宅政策課長が許可を行ったもの (二) 総合事務所長が許可を行ったもの (1) 東部総合事務所及び北陸総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び北陸総合事務所の所管区域に係るもの</p>										東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
<p>33 同条例第24条の8の規定による使用許可の取り直し (一) 住宅政策課長が許可を行ったもの (二) 総合事務所長が許可を行ったもの (1) 東部総合事務所及び北陸総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所</p>										東部総合事務所長 中部総合事務所長

	務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの									務所長 西部総合事務所長
34	同条例第24条の9の規定による特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の管理許可 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
35	同条例第24条の11の規定による同条例第24条の9の規定により使用供される県営住宅の賃貸の決定 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
36	同条例第24条の13第21頁の規定による自転車等の移動等の命令 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
37	同条例第24条の15第21頁の規定による県営住宅連棟車の使用者の規定 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
38	同条例第24条の16第11頁の規定による自転車等排車の搬入 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長

	所及び庄屋等総合事務所の所管区域に係るもの									務所長
	39 同条例第24条の16第3項の規定による駐車費等料の徴収の免除 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄屋等総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	40 同条例第24条の16第4項の規定による駐車費等料の徴収の猶予 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄屋等総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	41 同条例第24条の18第1項の規定による県営住宅管理費の使用上の障害を欠いた者等に対する県営住宅管理費の明渡し請求									
	42 同条例第25条の規定による住宅管理人の選置 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄屋等総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	43 同条例第26条の規定による管理の代行									
七 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和57年鳥取県規則第70号)に基づく知事の権限に属する事務(同規則第19条の規定により鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第2の左欄に掲げる県営住宅(共同施設を含む。)について右欄に	1 同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄屋等総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	2 同規則第16条の8の規定による県営住宅管理費の使用者変更の承認 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所									東部総合事務所長 中部総合事務所長

掲げる市町村と協議して定めた事務に関するものを除く。）	所の所管区域に係るもの (三) 西伯総合事務所及び丹波総合事務所の所管区域に係るもの								務所長 西伯総合事務所長
八 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和43年鳥取県条例第5号)に基づく事務	1 同条例第4条の規定による特別県営住宅の入居者の公募								総合事務所長
	2 第6条の規定による特別県営住宅の家賃の徴収 (一) 東伯総合事務所及び丹波総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中伯総合事務所所の所管区域に係るもの (三) 西伯総合事務所及び丹波総合事務所の所管区域に係るもの								東伯総合事務所長 中伯総合事務所長 西伯総合事務所長
	3 第6条の2の規定による収入状況の報告の請求等 (一) 東伯総合事務所及び丹波総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中伯総合事務所所の所管区域に係るもの (三) 西伯総合事務所及び丹波総合事務所の所管区域に係るもの								東伯総合事務所長 中伯総合事務所長 西伯総合事務所長
	4 同条例第7条の規定による住宅管理人の設置								総合事務所長
	5 同条例第8条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第6条及び第7条の規定による特別県営住宅の入居者の選考及び決定 (二) 同条例第8条第11項の規定による特別県営住宅の入居前者の決定 (三) 同条例第9条第11項第1号の規定による保証人の適否の認定 (四) 同条例第9条第21項の規定による保証人の残余の認定 (五) 同条例第9条第31項の規定による特別県営住宅の入居の取消し (六) 同条例第9条第41項の規定による入居前日の通知 (七) 同条例第9条の2の規定による同居の承認 (八) 同条例第9条の5第2項の規定による収入額の認定及び通知 (九) 同条例第9条の5第3項の規定による収入額認定								総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長

		区域ご係るもの									
十三 不動産 特定共同事 業法(平成 6年法律第 77号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1	同法第3条第1項の規定による不動産特定共同事業の許可									
	2	同法第8条第1項の規定による事務所所在地の変更の許可									
	3	同法第9条の規定による業務の変更等の認可									
	4	同法第4条第1項又は第21項の規定による不動産特定共同事業者に対する必要な指示									
	5	同法第4条第3項(同法第5条第3項又は第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定による処分をしたときの主務大臣への報告及び他の都道府県知事への通知									
	6	同法第5条第1項又は第21項の規定による不動産特定共同事業者に対する業務の停止の命令									
	7	同法第6条の規定による不動産特定共同事業の許可の取消し									
	8	同法第7条第1項又は第21項の規定による不動産特定共同事業者に対する業務管理者の解任の命令									
	9	同法第8条の規定による処分をしたときの公告									
	10	同法第9条の規定による不動産特定共同事業者に対する必要な指導、助言及び勧告									
	11	同法第40条第1項の規定による事務所への立入検査等									
十四 高齢者 の居住の安 定確保に関 する法律 (平成13年 法律第26 号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1	同法第6条の規定による高齢者専用居賃貸住宅の登録									
	2	同法第7条の規定による高齢者専用居賃貸住宅の可否									
	3	同法第8条の規定による高齢者専用居賃貸住宅の変更登録									
	4	同法第13条の規定による登録事業者の訂正等の指示									
	5	同法第14条の規定による高齢者専用居賃貸住宅の登録の取消し									
	6	同法第15条の規定による高齢者専用									

法政協規 則(平成5 年建設省令 第16号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	2	同令第9条の規定 による特定優良賃貸 住宅の入居者の募集 方法の決定												
	3	同令第11条の規定 による特定優良賃貸 住宅の入居者の選定 の特例の決定												
	4	同令第15条の規定 による特定優良賃貸 住宅の管理ができる 者の基準の決定												
	5	同令第16条の規定 による特定優良賃貸 住宅の管理の期間の 設定												
	6	同令第23条の規定 による特定優良賃貸 住宅の所得基準額の 設定												
	7	同令第26条の規定 による特定優良賃貸 住宅の入居者の資格 基準等の決定												
	十八 地方住 宅供給公社 法(昭和40 年法律第 124号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1	同法第27条の規定 による事業計画及び 資金計画の承認並び に当該承認について の国土交通大臣への 協議											
2		同法第40条第1項 の規定による地方公 社への立入検査												
3		同法第40条第1項 の規定による地方公 社に対する業務等の 報告の要求												
4		同法第41条の規定 による地方公社の業 務に関する監査上必 要な命令												
5		同法第42条第1項 の規定による法令違 反等の場合の地方公 社に対する業務の停 止等の命令												
十九 住宅復 興支援の事 務	1	自然災害により被 災した住宅の復興に 対する補加及床子 補給に係る事務											総合事務所 長	
二十 建築基 準法(昭和 25年法律第 201号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1	同法第3条第11項 の規定による建築基 準法等の適用を除外 する建築物の指定及 び認定												
	2	同法第4条第7項 の規定による建築主 事の消滅区域の指定												
	3	同法第6条第1項 第4号の規定による 建築工事の確認を要 する区域の指定												
	4	同法第6条の2第 11項又は第7条の2 第1項の規定による 指定確認検査機関の 指定												
	5	同法第6条の2第 11項の規定による建											総合事務所 長	

<p>築主及び指定確認検査機関の趣印</p>											
<p>6 同法第7条の3第1項第2号の規定による特定工程の指定</p>											
<p>7 同法第7条の6第1項第1号の規定による検査済証の交付前の建築物の取組等の承認</p>											総合事務所長
<p>8 同法第9条第11項の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令</p>											総合事務所長
<p>9 同法第9条第41項（同法第45条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物の所有者等からの意見の聴取</p>											総合事務所長
<p>10 同法第9条第51項（同法第45条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物の所有者等に付する通知及び公告</p>											総合事務所長
<p>11 同法第9条第71項（同法第10条第41項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の使用禁止等の命令</p>											総合事務所長
<p>12 同法第9条第81項（同法第10条第41項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定において準用する同条第41項の規定による違反建築物の所有者等からの意見の聴取</p>											総合事務所長
<p>13 同法第9条第91項（同法第10条第41項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の工事の施工等の停止等の命令又は当該命令等の取消し</p>											総合事務所長
<p>14 同法第9条第101項の規定による緊急の必要がある場合における違反建築物等の工事の施工等の停止の命令</p>											総合事務所長
<p>15 同法第9条の2の規定による建築確認員の任命</p>											
<p>16 同法第9条の3第1項の規定による違反建築物の監理士等の氏名等の趣印</p>											
<p>17 同法第10条第11項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の取組の取組</p>											総合事務所長

18	同法第10条第2項の規定による船舶に係る措置をとることの命令																			総合事務所長
19	同法第10条第3項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の結露等の命令																			総合事務所長
20	同法第11条第1項の規定による公益上著しく支障がある既存の建築物が結露等の命令																			総合事務所長
21	同法第12条第5項の規定による建築物の燃焼構造等の報告の請求																			総合事務所長
22	同法第14条第1項の規定による国土交通大臣に対する助言等の要求																			
23	同法第14条第2項の規定による建築主事を置く市町村長に対する助言等の実施																			
24	同法第15条第4項の規定による建築設計の作成及び建築建築法の国土交通大臣への送付																			
25	同法第16条の規定による建築主事を置く市町村長に対する報告等の要求																			
26	同法第17条第3項及び第10項の規定による市町村長に対する必要な措置をとるべきことの指示																			
27	同法第18条第2項第1号の規定による検査済証の交付前日の建築物の反使用の承認																			総合事務所長
28	同法第18条第3項の規定による国等の違反建築物に係る通知及び要請																			総合事務所長
29	同法第18条の2第1項の規定による構造等適合性判定機関の指定																			
30	同法第22条第1項の規定による区域の指定並びに同条第2項の規定による当該区域の指定についての都道府県都市計画審議会の意見の取扱い及び関係市町村の同意の取得																			
31	同法第42条第1項の規定による道路の幅員を6メートルとする区域の指定																			
32	同法第42条第1項第4号の規定による道路法等による道路の新設等の事業計画のある道路の指定																			総合事務所長

33	同法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定																			総合事務所長
34	同法第42条第2項の規定による幅員4メートル未満の道の指定																			
35	同法第42条第3項の規定による土地の状況によりやむを得ない場合における水平距離の指定																			
36	同法第42条第4項の規定による道路の指定																			総合事務所長
37	同法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地の接道要件を適用しない建築物の建築の許可																			総合事務所長
38	同法第44条第1項第2号及び第4号の規定による道路内等における建築物の建築等の許可																			総合事務所長
39	同法第44条第1項第3号の規定による地区計画区域或内の道路の上空等における建築物の建築の認定																			総合事務所長
40	同法第45条第1項の規定による用途の変更等の禁止又は制限																			総合事務所長
41	同法第46条第1項の規定による壁面線の指定及び同条第3項の規定による公示																			総合事務所長
42	同法第46条第1項の規定による壁面線の指定に係る利害関係有する者からの意見の聴取																			総合事務所長
43	同法第47条ただし書の規定による壁面線を越えた柱脚の柱等の建築の許可																			総合事務所長
44	同法第48条第1項から第3項までに掲げる用途地域における建築物の建築の許可																			総合事務所長
45	同法第48条第4項の規定による用途地域内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者からの意見の聴取及び同条第5項の規定による公示																			総合事務所長
46	同法第51条ただし書の規定による街区市景等の新築等の許可																			総合事務所長
47	同法第52条第1項第6号の規定による容積率の指定																			
48	同法第52条第2項の規定による前取道																			

5項の規定による予定箇所に接する場合は容積率の制限を適用する建築物の建築の許可																			長
91 同法第70条第11項の規定による建築協定の認可																			総合事務所長
92 同法第3条第2項（同法第4条第2項及び第6条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を認可した旨の公告																			総合事務所長
93 同法第4条第11項の規定による建築協定の変更の認可																			総合事務所長
94 同法第4条の2第41項の規定による建築協定区域内の土地が当該建築協定区域内から除外されたことを知った旨の公告																			総合事務所長
95 同法第6条第1項の規定による建築協定の廃止の認可																			総合事務所長
96 同法第6条第2項（同法第6条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定による建築協定を廃止した旨の公告																			総合事務所長
97 同法第6条の3第2項の規定による一の所有者の土地を区域とする建築協定の認可																			総合事務所長
98 同法第7条の18第31項の規定による特定区域への意見聴取																			
99 同法第7条の21第11項又は第31項の規定による指定確認検査機関を指定した旨の告示																			
100 同法第7条の22第11項の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可																			
101 同法第7条の22第41項の規定による指定確認検査機関の業務区域の変更の認可をした旨の公示																			
102 同法第7条の23第11項の規定による指定確認検査機関の指定の更新																			
103 同法第7条の24第41項の規定による確認検査員の解任命令																			
104 同法第7条の27第11項の規定による確認検査業務停止の認可																			
105 同法第7条の27第31項の規定による																			

